

2020年12月18日
三菱原子燃料株式会社

6次申請 第1回補正と12月11日面談コメント反映案の比較（追加分）

（第1回補正申請書の頁番号順に並べております）

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

12月11日面談コメント反映案

備考

コメント No.2743 (NRA
コメント No.-) を反映

別表イ段-1 UO ₂ F ₂ 貯槽 材料一覧		部位	部位名	材料
機器名	UO ₂ F ₂ 貯槽(1)-A UO ₂ F ₂ 貯槽(1)-B UO ₂ F ₂ 貯槽(1)-C UO ₂ F ₂ 貯槽(2)-A UO ₂ F ₂ 貯槽(2)-B UO ₂ F ₂ 貯槽(2)-C	主要な構造材	柱(UO ₂ F ₂ 貯槽)	
		ウランを取り扱う部 位	UO ₂ F ₂ 貯槽	
			加水ポンプ	
			UO ₂ F ₂ 溶液配管	
		その他	取付ボルト(UO ₂ F ₂ 貯槽) 液位計(検液部) オイルパン 遊動板 閉止弁 加水機水廻り弁	

事業許可との対応：(29), (31)

別表イ段-1 UO ₂ F ₂ 貯槽 材料一覧		部位	部位名	材料
機器名	UO ₂ F ₂ 貯槽(1)-A UO ₂ F ₂ 貯槽(1)-B UO ₂ F ₂ 貯槽(1)-C UO ₂ F ₂ 貯槽(2)-A UO ₂ F ₂ 貯槽(2)-B UO ₂ F ₂ 貯槽(2)-C	主要な構造材	柱(UO ₂ F ₂ 貯槽)	
		ウランを取り扱う部 位	UO ₂ F ₂ 貯槽	
			加水ポンプ	
			UO ₂ F ₂ 溶液配管	
		その他	取付ボルト(UO ₂ F ₂ 貯槽) 液位計(検液部) オイルパン 遊動板 閉止弁 加水機水廻り弁	

事業許可との対応：(29), (31)

*1: SOP の貯槽内で使用することから水災の発生源となることはない。

<p>6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)</p>	<p>12月11日面談コメント反映案</p>	<p>備考</p>
<p>油火災は燃焼速度が遅く、周辺の可燃性物質に延焼するおそれがあることから、潤滑油や油圧作動油を内包する設備機器は、火災燃影響評価で閉じ込め機能が不全となる場合は、遮熱板を設置する等により影響軽減させる設計とする。(6-15)</p> <p>▶ [11.3-取4] 火災の発生源として考慮すべき潤滑油や作動油を内包する部品を有する設備・機器及び火災の影響を受ける機器を添設表 2-4.1 表に示す。 潤滑油や作動油を内包する部位については、火災範囲を限定するためにオイルパンを設置する。なお、オイルパンの容量は内包油の全量を認め得る設計とする。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のうち、加工中のウランの閉じ込めに直接寄与しているフー ドボックスバネセル (以下、フードバネセルと称す) に遮熱性耐火材料を適用している設備・機器については、上記のオイルパンに灌留した油 (内包油量の10%) が燃焼した場合の火災燃影響を考慮し (添付説明書 取 2-1 付 1)、閉じ込め機能が不全となる場合は、以下の対策を施し影響を軽減させる設計とする (添付説明書 取 2-1)。 ① 厚さ1.5mm以上の鋼製の遮熱板を添設性フードバネセルから離隔距離を確保して設置する。 ② フードバネセル材を [] に限定し、火災源から危険限界距離以上を確保する。 以上の考えを基に設計した結果を添設表 2-4.1 表に示す。同表に示すとおり油火災に対して閉じ込め機能不全を軽減させる設計とする。 注1：火災対策を図るフードバネセルは、材料物質量加工作業変更許可申請書 (P.242) における「閉じ込めバラングリ」として遮熱性材料のバネセルを使用している」機器を併し、安全機能一帯において、ウラン形態として粉末状のウランを取り扱い、漏洩防止を機能として有する機器として示されている。なお、火災対策対象としないうフードバネセルは、ウランを直接取り扱う部位が不備で構成される機器を指すバネセルであり、火災により閉じ込め機能が不全とならないう部位が対象外とした。</p>	<p>油火災は燃焼速度が遅く、周辺の可燃性物質に延焼するおそれがあることから、潤滑油や油圧作動油を内包する設備機器は、火災燃影響評価で閉じ込め機能が不全となる場合は、遮熱板を設置する等により影響軽減させる設計とする。(6-15)</p> <p>▶ [11.3-取4] 火災の発生源として考慮すべき潤滑油や作動油を内包する部品を有する設備・機器及び火災の影響を受ける機器を添設表 2-4.1 表に示す。 潤滑油や作動油を内包する部位については、火災範囲を限定するためにオイルパンを設置する。なお、オイルパンの容量は内包油の全量を認め得る設計とする。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のうち、加工中のウランの閉じ込めに直接寄与しているフー ドボックスバネセル (以下、フードバネセルと称す) に遮熱性耐火材料を適用している設備・機器については、上記のオイルパンに灌留した油 (内包油量の10%) が燃焼した場合の火災燃影響を考慮し (添付説明書 取 2-1 付 1)、閉じ込め機能が不全となる場合は、以下の対策を施し影響を軽減させる設計とする (添付説明書 取 2-1)。 ① 厚さ1.5mm以上の鋼製の遮熱板を添設性フードバネセルから離隔距離を確保して設置する。 ② フードバネセル材を [] に限定し、火災源から危険限界距離以上を確保する。 なお、ウラン粉末を取り扱う設備に対しては、火災源に遮熱板を設置する設計や火災源から遮る設計としたこと、及び防護対象がステンレス製の円筒であることから、より厳しい評価結果となるフードバネセルの閉じ込め機能について評価した。 以上の考えを基に設計した結果を添設表 2-4.1 表に示す。同表に示すとおり油火災に対して閉じ込め機能不全を軽減させる設計とする。 注1：火災対策を図るフードバネセルは、材料物質量加工作業変更許可申請書 (P.242) における「閉じ込めバラングリ」として遮熱性材料のバネセルを使用している」機器を併し、安全機能一帯において、ウラン形態として粉末状のウランを取り扱い、漏洩防止を機能として有する機器として示されている。なお、火災対策対象としないうフードバネセルは、ウランを直接取り扱う部位が不備で構成される機器を指すバネセルであり、火災により閉じ込め機能が不全とならないう部位が対象外とした。</p>	<p>コメント No.2741 (NRA) コメント No.-) を反映</p>
<p>6220</p>		